

第77回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

事業報告

社外役員に関する事項  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
会社の支配に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
会計監査人の監査報告書  
監査役会の監査報告書



株式  
会社

鳥羽洋行

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	成瀬 圭珠子	ウェルネオシュガー株式会社 株式会社イムラ	社外監査役 社外監査役	当社とウェルネオシュガー株式会社及び株式会社イムラの間にはいずれも重要な取引関係はありません。
社外監査役	上田 望美	株式会社MIXI アンリツ株式会社	社外監査役 社外取締役	当社と株式会社MIXI及びアンリツ株式会社の間にはいずれも重要な取引関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小川 隆之	当期開催の取締役会13回全てに出席し、総合商社での実務経験や企業経営に携わった経験を通じて培ってきた知識・見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	成瀬 圭珠子	当期開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるとともに、同委員長として委員会の運営等の職務を行っております。
取締役	岩田 伸	当期開催の取締役会13回中11回に出席し、主に出身分野である銀行業務や他社での取締役経験で培った知識・見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	早崎 信	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	川口 伸	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	上田 望美	2025年6月の就任以降、開催された10回の取締役会及び10回の監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金5百万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社の子会社鳥羽（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士事務所等の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、社是及び社内諸規程を当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。
- ② 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、当社グループの経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役はそれぞれが担当する当社グループの業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行を監督する体制を構築する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。当社グループのコンプライアンス体制として、社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はサステナビリティ委員会において、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を取締役に報告する。また、サステナビリティ委員会の各委員は、当社グループのコンプライアンス推進に係る課題及び対応策を協議・承認する体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ⑤ 取締役及び使用人から連絡・相談を受けつける外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し当社グループの取締役及び使用人は、「企業行動規範」に逸脱する行為、法令及び社内諸規程に違反する行為を知り、又はそのリスクを感じた場合、通報する体制をとることで問題の早期発見・解決を図る体制をとるとともに、公益通報者保護規程に則り当該通報者に不利が生じない措置を講じる体制を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存、管理するものとし、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。
- ② 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる体制を構築する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける体制を構築する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づきサステナビリティ委員会において、想定される当社グループのリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止又は発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び事業継続計画書（BCP）等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する体制を構築する。
- ② リスクを未然に防止するために、社長の直轄組織である内部監査室が、常に当社グループの各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制を構築する。
- ③ 当社グループに不測の事態又は重大な経営リスクが発生した場合は、社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を構築する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う体制を構築する。
- ② 業務執行する取締役は、当社グループの経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する体制を構築する。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づく効率的運営及び責任体制を確立する。取締役の職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。
- ④ 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的に行い、その結果を社長に報告する体制を構築する。社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。

#### **(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループの財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役に報告する体制を構築する。

#### **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② サステナビリティ委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・統括する体制を構築する。
- ③ 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ④ 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制を構築する。

#### **(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける体制を構築する。

#### **(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社グループの使用人から補助者を任命することとし、当該使用人配置の具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議し、同意を得た上で社長が決定する。
- ② 当該使用人の人事（人事異動、考課等）に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用人は取締役からの独立性を確保する体制とする。
- ③ 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ④ 当該使用人が監査役の指揮命令に従わない場合には、監査役会の意見に基づき懲戒処分の対象とする。

#### **(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する体制を構築する。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社グループに関し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、サステナビリティ委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。これらの監査役に報告すべき事項の報告を受けた者も同様とする体制を構築する。
- ③ 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する体制を構築する。

**(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

(9) ①又は②の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する体制を構築する。

**(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を構築する。

**(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する体制を構築する。

② 監査役は、社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制を構築する。

③ 監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う体制を構築する。

**(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方**

市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人に対し、法令違反・不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するための組織としてサステナビリティ委員会を設置しております。当事業年度におきましては4回開催いたしました。また、社内における様々なハラスメントを未然に防ぐことを目的に、全取締役及び使用人を対象にハラスメント教育を実施いたしております。なお、当社は内部通報窓口として「社内通報窓口」及び「社外通報窓口（顧問弁護士）」を設置して適切な措置がとれるよう備えております。

当社では、社内におけるコンプライアンスに関する教本「コンプライアンス・ブック」や「コンプライアンス・カード」の配布、各種研修会における「コンプライアンス教育」を実施し、取締役及び使用人に対する教育・啓蒙活動を実施しております。

### (2) リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためのリスク把握・評価・対応を継続的に行っております。また、経営に与える影響度が高いと思われるリスクに関しましては、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会において検証しております。当事業年度におきましては、4回開催いたしました。また、内部監査室は内部監査規程に基づき、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握・監視を行い、社長及び常勤監査役などに報告を行っております。

### (3) 取締役の職務執行監督体制

取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

### (4) 内部監査体制

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室において、「内部監査規程」に基づき年間監査計画を策定し、会社業務の適正な運用並びに財産の保全の実行状況、各組織における不正の発生や誤処理の防止、法令及び社内規程の遵守状況を厳正に監視しております。その結果につきましては、代表取締役社長、常勤監査役及び社内関連部署に報告するほか、年2回の頻度で取締役会に概要を報告し、デュアルレポーティングラインを構築しております。なお、常勤監査役とは月1回連絡会が開催され、内容については常勤監査役より監査役会で報告されております。また、監査役及び監査役会、並びに内部監査室は、会計監査人である監査法人と、監査実施内容に関する情報交換会を実施しております。監査結果や監査法人が把握した内部統制の状況等に関して意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

### (5) グループの管理体制

子会社の経営管理につきましては、社長を筆頭にした経営管理体制の整備、統括を実施しております。社内では関係会社管理規程及び海外子会社管理規程を定めて、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社から財務の状況及びその他の経営状況につきましては、書面又は口頭にて月次の報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告を行っているとともに、四半期に1回各子会社の責任者が取締役会にWebで参加し、当該報告を実施しております。

## 9. 会社の支配に関する方針

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,148,000	1,104,093	18,924,583	△1,780,250	19,396,426
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△514,537		△514,537
親会社株主に帰属する当期純利益			1,107,637		1,107,637
自 己 株 式 の 取 得				△180,558	△180,558
自 己 株 式 の 処 分		4,040		12,254	16,294
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	4,040	593,099	△168,304	428,835
当 期 末 残 高	1,148,000	1,108,133	19,517,683	△1,948,555	19,825,261

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			株式引受権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,072,845	500,073	1,572,918	12,834	20,982,178
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△514,537
親会社株主に帰属する当期純利益					1,107,637
自 己 株 式 の 取 得					△180,558
自 己 株 式 の 処 分					16,294
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	331,079	64,493	395,573	△102	395,471
当 期 変 動 額 合 計	331,079	64,493	395,573	△102	824,306
当 期 末 残 高	1,403,925	564,566	1,968,491	12,732	21,806,485

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 3社
- ② 連結子会社の名称  
鳥羽（上海）貿易有限公司  
株式会社和泉テック  
株式会社和泉テクニカル・ラボ

#### (2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称  
TOBA (THAILAND) CO.,LTD.  
TOBA,INC. (VIETNAM) CO.,LTD
- ② 連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称  
TOBA (THAILAND) CO.,LTD.  
TOBA,INC. (VIETNAM) CO.,LTD  
東莞市鳥羽機械設備有限公司
- ② 持分法を適用しない理由  
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鳥羽（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、株式会社和泉テック及び株式会社和泉テクニカル・ラボの決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
(イ) 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定  
(ロ) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有する棚卸資産  
商品  
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械及び装置	4～17年
工具、器具及び備品	3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ④ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ① 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

商品である制御機器、F A機器、産業機器を顧客に提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### ③ のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

### ④ 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

仕入債務349,927千円（支払手形及び買掛金285,107千円、電子記録債務64,819千円）の担保に供しているものは、次のとおりであります。

投資有価証券	260,344千円
差入保証金	2,250千円
計	262,594千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 831,498千円

3. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	78,731千円
売掛金	6,150,897千円

4. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 117,541千円

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 36,647千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,700,000	—	—	4,700,000

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	746,917	45,927	5,185	787,659

(注) 普通株式の自己株式の株式数には「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首4,900株、当連結会計年度末3,400株）を含めて表示しております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得	45,000株
従業員に対する「譲渡制限付株式」の失権による取得	900株
単元未満株式の買取による取得	27株

減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	3,685株
「従業員向け株式交付信託」からの給付による減少	1,500株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	514,537	130.00	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 2025年6月20日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金637千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	587,361	150.00	2026年3月31日	2026年6月22日

(注) 2026年6月19日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金510千円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数  
普通株式 3,546株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に銀行借入により必要な資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	2,790,090	2,790,090	—
(2) 長期預金	2,100,000	1,756,251	△343,748
資産計	4,890,090	4,546,341	△343,748

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、相場価格によっております。

なお、其他有価証券において、連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,774,425	721,337	2,053,087
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	15,665	18,882	△3,217
合計		2,790,090	740,220	2,049,870

(2) 長期預金

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に同様の預け入れを行った場合に想定される利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	35,940
投資有価証券（関係会社出資金）	60,569

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,448,820	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,229,629	—	—	—
電子記録債権	1,480,957	—	—	—
長期預金	—	1,100,000	500,000	500,000
合計	20,159,407	1,100,000	500,000	500,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 其他有価証券	2,790,090	—	—	2,790,090
資産計	2,790,090	—	—	2,790,090

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期預金	—	1,756,251	—	1,756,251
資産計	—	1,756,251	—	1,756,251

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期預金

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に同様の預け入れを行った場合に想定される利率を用いており、レベル2の時価に分類しております。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**(収益認識に関する注記)**

**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

当社グループは、機械工具器具等の販売事業を営んでおり、商品別に分解した売上高は以下のとおりです。

(単位：千円)

商品別	当連結会計年度
制御機器	8,134,543
F A 機器	13,486,759
産業機器	7,439,741
合計	29,061,044

**2. 収益を理解するための基礎となる情報**

収益を理解するための基礎となる情報は、「(注記事項) 3. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報**

**(1) 契約資産及び契約負債の残高等**

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	12,022,412
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,710,586
契約負債 (期首残高)	38,312
契約負債 (期末残高)	36,647

契約負債は、主に商品の販売において、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は38,216千円であります。また、契約負債が減少した理由は、顧客から受け取った前受金の減少によります。過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

**(2) 残存履行義務に配分した取引価格**

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

**1. 1株当たり純資産額**

5,570円51銭 (注)

**2. 1株当たり当期純利益**

281円86銭 (注)

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は4,047株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,400株であります。

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金
当 期 首 残 高	1,148,000	1,091,862	12,230	287,000	17,326,944
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△514,537
当 期 純 利 益					1,017,895
自己株式の取得					
自己株式の処分			4,040		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,040	—	503,357
当 期 末 残 高	1,148,000	1,091,862	16,271	287,000	17,830,301

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等	株式引受権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△1,780,250	18,085,786	1,072,845	12,834	19,171,466
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△514,537			△514,537
当 期 純 利 益		1,017,895			1,017,895
自己株式の取得	△180,558	△180,558			△180,558
自己株式の処分	12,254	16,294			16,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			331,079	△102	330,977
当期変動額合計	△168,304	339,093	331,079	△102	670,070
当 期 末 残 高	△1,948,555	18,424,879	1,403,925	12,732	19,841,537

(注) その他利益剰余金の内訳

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	建物圧縮 積立金	土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当 期 首 残 高	126,269	7,758	10,217,000	6,975,916	17,326,944
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△514,537	△514,537
当 期 純 利 益				1,017,895	1,017,895
建物圧縮積立金の取崩	△3,633			3,633	—
当期変動額合計	△3,633	—	—	506,990	503,357
当 期 末 残 高	122,636	7,758	10,217,000	7,482,907	17,830,301

## 個 別 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 10～17年

工具、器具及び備品 3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

商品である制御機器、F A 機器、産業機器を顧客に提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

##### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保資産

仕入債務349,927千円（電子記録債務64,819千円、買掛金285,107千円）の担保に供しているものは、次のとおりであります。

投資有価証券	260,344千円
差入保証金	2,250千円
計	262,594千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

759,157千円

##### 3. 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	132,467千円
関係会社に対する短期金銭債務	14,202千円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	218,073千円
営業取引（支出分）	54,488千円
営業取引以外の取引（収入分）	53,784千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	746,917	45,927	5,185	787,659

(注) 普通株式の自己株式の株式数には「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当事業年度期首4,900株、当事業年度末3,400株）を含めて表示しております。

##### (変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得	45,000株
従業員に対する「譲渡制限付株式」の失権による取得	900株
単元未満株式の買取による取得	27株

減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	3,685株
「従業員向け株式交付信託」からの給付による減少	1,500株

**(税効果会計に関する注記)**

**繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳**

繰延税金資産	
未払事業税	12,405千円
賞与引当金	48,225千円
長期未払金	1,594千円
福利厚生費	25,615千円
減損損失	6,393千円
その他	10,877千円
繰延税金資産小計	105,112千円
評価性引当額	△10,154千円
繰延税金資産合計	94,957千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△645,945千円
建物圧縮積立金	△56,446千円
土地圧縮積立金	△3,570千円
繰延税金負債合計	△705,962千円
繰延税金負債純額	△611,005千円

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

**1. ファイナンス・リース取引**

該当事項はありません。

**2. オペレーティング・リース取引**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

**1. 1株当たり純資産額**

5,068円27銭（注）

**2. 1株当たり当期純利益**

259円02銭（注）

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は4,047株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,400株であります。

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 鳥羽洋行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 谷川 陽子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥羽洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 鳥羽洋行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口 靖仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷川 陽子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会において定期的に子会社の事業活動報告を受けるとともに、子会社管掌取締役から経営管理の状況の報告及び説明を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 鳥羽洋行 監査役会  
常勤監査役 酒井孝弘  
監査役 早崎 信  
監査役 川口 伸  
監査役 上田望美

(注) 監査役早崎信、川口伸及び上田望美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上